

独占禁止法違反事件に対する再発防止策の実施状況について

当社は、1991 年の「独占禁止法順守プログラム」の制定以来、「独占禁止法順守マニュアル」や「入札に係る役員・従業員の行動規準」等を整備し、コンプライアンス・ホットライン（相談・通報制度）も設置いたしました。更に定期的に全従業員にコンプライアンス研修を行うこととし、法務部が継続的に支店・事業部門を巡回することにより、制度の確実な実施を図る等、コンプライアンスの徹底に努めてまいりました。

それにもかかわらず発生いたしました今回の事件を受け、既存のコンプライアンス徹底の諸施策を見直し、以下のとおり追加的な再発防止策を定め、実施してまいりましたので、ご報告申し上げます。

1. 昨年 3 月に発表した再発防止策と実施状況

（1）経営トップが率先して倫理意識の涵養とコンプライアンスの徹底を図る

あらゆる機会をとらえて、社長から役員・従業員に対してコンプライアンスの徹底を指示するとともに、下記のとおり継続して教育・啓発に努めている。

①経営幹部向け企業倫理研修

昨年 4 月以降 4 回実施・各回社長以下 約 300 名の役員・幹部社員、延べ約 1,200 名が受講

- ・斯文会 石川忠久理事長「論語に学ぶ」
- ・渋沢史料館 井上潤館長「“論語と算盤”に学ぶ渋沢栄一の事業・経営理念」
- ・安岡定子氏「論語に学ぶ」
- ・一橋大学 村上政博名誉教授「独占禁止法 - 国際標準の競争法へ」

②全国の支店における企業倫理研修

- ・全国 14 支店で渋沢史料館井上館長による講義とグループ討議を実施し、役職者を中心に約 2,400 名が受講
- ・弁護士による独占禁止法に関する研修・ヒアリングを土木部門の全役員に対して実施

③営業部門を中心とした社長講話

社長によるコンプライアンス講話を全国で 14 回実施

④社内報及び社内イントラネットによる啓発

社内報に「シリーズ論語と算盤」の連載を開始。企業倫理室長メッセージや企業倫理研修講演録、渋沢栄一翁の意志を活動理念とされている団体の紹介等を掲載。

社内イントラネットに、企業倫理ポータルサイトを新設し、企業倫理に関する資料・映像やコンプライアンス主要規程類を掲載

（2）コンプライアンス推進組織の強化等

①企業倫理委員会

委員長を社長とし、メンバーに外部有識者（弁護士）を加え、全社のコンプライアンス関連事項の審議を行い、2018 年度は 3 回開催した。

②企業倫理室

2018年4月に新設し、全社のコンプライアンスの徹底に係る施策を立案・推進している。

③独占禁止法違反再発防止外部会議

目 的 本事案の発生原因分析と当社が昨年3月に立案発表した再発防止策の妥当性に関する客観的な評価

構 成 員 青沼隆之弁護士（主査）、川崎隆司弁護士、福田親男弁護士

選任理由 青沼弁護士は、検察官として長年の経験を有し、昨年1月まで名古屋高等検察庁の検事長を務め、独占禁止法事案についても豊富な知見を有する。
川崎弁護士は、独占禁止法を専門分野とし、同法に関わる数多くの事件に携わり、多くの企業へ独占禁止法順守に関する指導を行っている。
福田弁護士は、会社法及び企業法務に精通し、建設業界の事情も知悉している。

経 過 ・2018年4月から7月にかけて資料の検討、関係者へのヒアリングを実施し、全6回の集中討議を経て、報告書を作成
・7月末に報告書を受領。取締役会に報告

評価結果 ・再発防止策は、原因分析を踏まえた適切な内容であると妥当性を評価
・また、会議において同有識者より出された様々な意見は2018年7月の再発防止策の改定に反映

（3）営業体制の刷新によるコンプライアンスの強化

従来、建築事業部門と土木事業部門のそれぞれに置かれていた営業部門について、2018年4月に営業総本部を新設し一元化。営業担当副社長が建築・土木の営業組織を一体的に統轄する体制とし、さらにコンプライアンス担当役員を配置。

6月には営業総本部及び土木総本部内にコンプライアンス推進部を新設。

（4）監査部を拡充し全社土木入札案件の臨時監査を実施

約1,800案件を対象に臨時監査を実施した。法令違反を疑われるような事案はなかった。

（5）行動規準の改定

・行動規準の改定について、独占禁止法違反再発防止外部会議からの意見も反映し、2018年6月の企業倫理委員会、取締役会付議を経て、同年7月から運用を開始した。

・行動規準の主な改定点

①通報義務の明確化

他の役員・従業員から違反の指示を受けた場合及び他の役員・従業員による違反に気付いた場合の通報義務等について明確化

②同業他社との接触に関するルール of 明確・厳格化

同業他社は競争者であり、受注調整は勿論のこと、世間の疑惑を招きかねない接触は行わない

③違反者に対する処分の強化

懲戒処分の対象を広げることを含め、懲戒処分を厳格化

(6) 特定プロジェクトに対するコンプライアンスチェックの強化

- ①リスクの高い案件の抽出と指定：企業倫理室，営業総本部及び法務部が，難易度が高い等の理由で競争者が限定される，公益性が高い又は発注方式が特殊である等の事情を総合的に考慮し，競争制限行為を誘引するリスクが高いと判断する案件を特定（建築・土木合わせて 70 案件程度が指定され，毎月案件の進捗に従い見直しを実施）。
- ②上記の指定案件に関し，企業倫理室，法務部，外部弁護士等により，担当の営業役員，部署長，担当者等を対象にヒアリングチェックを実施（本年 4 月迄に累計約 260 案件を実施）。

(7) 2019 年度以降の取り組み

- ・2018 年度に改定された行動規準をはじめとする再発防止策の実施状況につき，この 1 年間の独占禁止法をめぐる外部環境の変化を踏まえた更なる改善・補充の必要性を確認するため，本年 4 月に専門弁護士による評価を行った結果，「現時点で必要かつ可能な諸施策をほぼ網羅するもので十分に評価に値する」との結論を得た。この評価は今後も定期的に行う。
- ・倫理意識の涵養とコンプライアンスの徹底には施策の継続が不可欠であると考えており，「独占禁止法」や「論語と算盤」に係る講演や e ラーニングを含む教育施策の拡充も行いながら，2019 年度以降も再発防止策を引き続き実施する。

【参考】

中央新幹線品川駅新設工事（北工区）他における独占禁止法違反事件に関する主な経緯

2002 年頃～	本件事業に関する様々な技術開発を受託或いは自主的に実施
2014 年 12 月～2015 年 8 月	品川駅新設工事(北工区・南工区)の競争見積 ※当社は北工区を受注 ※営業担当の当社元役員に独占禁止法に違反する行為があった
2015 年 4 月～7 月	名古屋駅新設工事(中央工区)の競争見積→その後手続き中止
2017 年 12 月 18 日	東京地方検察庁と公正取引委員会による立入検査
2018 年 3 月 23 日	公正取引委員会による刑事告発，東京地方検察庁より起訴（法人）
同日	臨時取締役会開催，再発防止策及び役員の異動等を公表
7 月 10 日	第一回公判期日
8 月 24 日	第二回公判期日（結審）
10 月 22 日	第三回公判期日（1 億 8 千万円の罰金の支払を命じる判決を受ける）
2019 年 1 月 18 日	国土交通省より建設業法に基づく営業停止処分を受ける

以 上